

## 「令和4～6年度札幌市子ども・子育て支援事務センター運営事業に関する 包括的業務」企画提案に係る質問及び回答

番号	質問	回答
1	<p>受託業務内容より架電業務等、電話使用をおこなう業務がございますが、これに係る費用（電話機器費用・電話設備工事費・電話料金等）は全て受託者負担でしょうか。</p> <p>また、同様にPC使用等によるインターネット設備費用も全て受託者負担でしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
2	<p>本件事業においては契約保証金の支払い有無はどのようになりますでしょうか。</p> <p>札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき、貴市より受託事業実績のある業者の場合は保証金免除となるかと存じますが、本件事業においては契約金額が大きくなる為、念のため確認をさせて頂きたく存じます。</p>	札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に掲げるいずれかに該当する場合は免除することがあります。
3	<p><b>【提案説明書（企画提案募集要領）】</b></p> <p>「(オ) 想定経費内訳書は、企画提案書の最終ページに添付すること」とございますが、想定経費内訳書も含めて30ページ以内ということでしょうか？</p>	想定経費内訳書を除いて30ページ以内としてください。なお、提案説明書に記載している通り、表紙及び目次も30ページには含みません。
4	<p><b>【提案説明書（企画提案募集要領）】</b></p> <p>「(カ) 企画提案書、想定経費内訳書のPDFデータ（DVD等）を提出すること」とございますが、PDFデータは電子メールで提出させて頂いてもよろしいでしょうか。</p>	電子メールでの提出でも差し支えありませんが、データ量によっては受信できない場合がございますので、その際はDVD等の記憶媒体での提出をお願いすることがございます。
5	<p><b>【提案説明書（企画提案募集要領）】</b></p> <p>「ウ 企画提案の内容」（企画提案様式5号）～A4版片面2枚以内」とございますが、様式5号の下部には「A4裏表に内容を収めること」と記載されています。片面、両面、いずれかご指定はございますか？</p>	A4版両面1枚以内でお願いします。提案説明書の該当箇所を修正いたします。
6	<p>1 施設等利用給付認定</p> <p>(1) 保育の必要性の認定（新規申請）②業務の対象範囲 イ</p> <p>入力するシステムは、既にあるシステムなのか、受託者側で準備するものかご教示いただきたく。</p>	当市で用意する子ども・子育て支援新制度BPOシステムとなります。
7	<p>1 施設等利用給付認定</p> <p>(3) 期限到来 ②業務の対象範囲 イ</p> <p>事務センターから各区へ送付する配信停止リストとはどのようなものか、仕様や形式をご教示いただきたく。</p>	当該項に記載のあるデータから、反応のあった世帯を消したものになります。なお、仕様や形式について特段の指定はありません。
8	<p>2 施設等利用給付の償還払い</p> <p>(1) 業務の概要</p> <p>「システム等を用いて適宜管理する」とありますが上記質問のシステムと同様のものか。その他、委託事業概要に記載されている「システム」の中</p>	上記システムとは別のものになります。特に指定はありませんが、業務遂行上必要と判断されるものについてはご用意いたします。

	で受託者が準備すべきものはあるのかご教示いただきたく。	
9	3施設等利用給付認定の世帯状況調査 (2)業務の対象範囲 イ 前回様式を入手することは可能でしょうか。	可能です。
10	審査基準について、配点表を提示していただくことは可能でしょうか。	本件について、配点表の提示はありません
11	令和元年から子育て支援センターで処理されたデータは、過去状況の検索材料として必要な場面が生じる想定だがこれまでの処理したデータは、新規事業者へ引きついでいただけるのか。また、その際のデータ形式はどのようなものか連携お願いいたします。	引継ぎを想定しています。実際の形式等は引継ぎが必要となった場合に、新規事業者、現行事業者及び当市の3者による協議のうえで決定いたします。
12	【該当箇所】委託工程表 P1 2 償還払い 1 問合せ対応 【質問】本項目における受託者対応範囲として、以下が含まれている認識で相違ないでしょうか。 ・施設等利用給付認定決定通知の再発行の受付及び各区への連絡 ・償還払い決定通知の再発行の受付及び再発行の印刷・封入・封緘処理 ・事務センター委託範囲内で発送を行う各種通知・リストの再発行受付及び再発行の印刷・封入・封緘処理 ・償還払い取りまとめ封筒の再発送受付及び再発送の印刷・封入・封緘処理	お見込みのとおりです。
13	【該当箇所】委託工程表 P1 2 償還払い 9 一次審査 (不備解消不可・返送) 【質問】本項目において返送となった書類について、一定期間内に再送がないものについて、提出の督促をする必要がある認識で相違ないでしょうか。また、当該未提出状況について、一定期間毎に各区と情報を共有する必要がある認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	【該当箇所】委託工程表 P4 18 施設型給付 【質問】本項目については「決定通知印刷・発送」の記載がございませんが、受託範囲外の認識で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	【該当箇所】委託工程表 P4 19 時間外保育(補助金)/20 補足給付(教材等) 【質問】本項目については「決定通知印刷・発送」の記載がございませんが、受託範囲外の認識で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	【該当箇所】委託工程表 P5 処理時間(月間・年間) 【質問】データ上、当該項目が表示幅により「#####」表記となっているため、委託工程表の差し替えをお願いできればと存じます。	修正のうえ差し替えを行います。

17	<p>【該当箇所】委託工程表 P5 21 私学助成幼稚園代理受領</p> <p>【質問】本項目については「決定通知印刷・発送」の記載がございませんが、受託範囲外の認識で相違ございませんでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
18	<p>【該当箇所】委託工程表 P1～5 処理時間 (分) / 1件</p> <p>【質問】当該処理時間については、「委託事業概要」上、ダブルチェック等が必須となっているか否かに関わらず、貴市職員様が対応した場合の処理工数が示されている認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、「18 施設型給付」の処理工数については、本市職員による工数実績のほか、業務調査・分析（委託実施済み）を参考に算出しております。</p> <p>また、委託事業概要上でダブルチェック必須となっている項目で、委託工程表が1行になっているものについては、ダブルチェックを実施したうえでの処理時間となっています。</p>
19	<p>【該当箇所】提案説明書 P1 4 契約上限額</p> <p>【質問】「契約上限額」と「別途設定する予定価格」の違いをご説明いただけますでしょうか。</p>	「契約上限額」は予算上限額、「別途設定する予定価格」は入札（見積）時に当市にて設定する金額です。
20	<p>【該当箇所】提案説明書 P3 11 企画提案書の提出 (4)</p> <p>【質問】「企画提案の概要」は文字ポイントの指定がございますが、「企画提案書」については文字ポイント等の指定はない認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
21	<p>【該当箇所】提案説明書 P3 11 企画提案書の提出 (4)イ (オ)</p> <p>【質問】想定経費内訳書は、企画提案書の頁数 (30頁以内) にカウントしない認識でよろしいでしょうか。</p>	質問番号3番をご参照ください。
22	<p>【該当箇所】提案説明書 P7 19 注意事項 (5)</p> <p>【質問】「契約書 (案)」について、約款部分のご提示をお願い致します。確定していない場合は、現時点において想定されるもので構いません。社内手続（プロポーザル参加時点の法務確認）の関係でお願いするものです。</p>	現時点で確定していないため、札幌市入札情報サービスに掲載している標準契約書・標準契約約款ファイル一覧をご確認ください。
23	<p>【該当箇所】企画提案仕様書 P2 9. 備品等</p> <p>【質問】本項目において貴市が負担する郵送費はあくまでも事務センターから市民様や施設への発送物のことであり、市民様や施設から事務センターに送付された書類が料金不足であった場合に收受に要する郵送費は、受託者が本契約金額内で負担する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
24	<p>【該当箇所】企画提案仕様書 P4 13. その他(1)</p> <p>【質問】貴市からの提供依頼は月にどの程度の頻度でありますでしょうか。</p> <p>また、どのようなデータ（成果品）の提供を求められる想定でしょうか。</p> <p>データをお送りする形式やサイズ、受け渡し方法に定めはありますでしょうか。</p>	各業務で頻度やご提供いただくデータ、形式等は異なるため受託者と協議いたします。

25	<p>【該当箇所】委託事業概要 P4～5 はじめに (2)業務共通の留意事項 オ</p> <p>【質問】事務センターからの納品だけでなく、貴市または各区役所から事務センターへの回付物についても、本庁内メールが利用される認識で相違ないでしょうか。また、利用される場合、その書類授受は貴市子ども未来局で行われ、受領に係る費用は受託者が本契約金額内で負担する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
26	<p>【該当箇所】委託事業概要 P6～9 1 施設等利用 給付認定 (1) 保育の必要性の認定(新規申請)②ア～イ</p> <p>【質問】本項目においては、貴市システムの内容を確認することを要し、貴市システムを利用するために必要となる回線設備等の費用については、受託者が本契約金額内で負担する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。 なお、回線の敷設や機器等について、当市での用意を想定している部分もございますので、詳細は受託者と協議し決定いたします。
27	<p>【該当箇所】委託事業概要 P6～9 1 施設等利用 給付認定 (1)保育の必要性の認定(新規申請)②ウ</p> <p>【質問】本項目について、代理施設宛てに送付する通知書の写しについては「写し」であることを明記する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
28	<p>【該当箇所】委託事業概要 P6～9 1 施設等利用 給付認定 (1)保育の必要性の認定(新規申請)②ウ</p> <p>【質問】本項目について、代理施設宛ての発送に係る費用は、受託者が本契約金額内で負担する認識で相違ないでしょうか。</p>	後納郵便とできる部分は他の郵送費と同様に、当市が負担いたします。
29	<p>【該当箇所】委託事業概要 P6～9 1 施設等利用 給付認定 (1)保育の必要性の認定(新規申請)②ウ</p> <p>【質問】本項目について、代理施設宛ての発送は、保護者宛ての通知書発送の都度、実施を要する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
30	<p>【該当箇所】委託事業概要 P6～9 1 施設等利用 給付認定 (1)保育の必要性の認定(新規申請)②ウ</p> <p>【質問】本項目について、代理施設宛ての発送は「お知らせ文発送不要」と記載ございますが、施設宛ての挨拶文書(送付状)は同封する認識で相違ございませんでしょうか。また、同封を要する場合、挨拶文書の校正は受託業務の範囲内であり、送付する通知書(写)の対象者の名称または数量を挨拶文に記載する必要がある認識で相違ないでしょうか。</p>	保護者あてに、各世帯1通ずつ封入する「お知らせ文」の発送は不要ですが、ご認識のとおり送付状を同封することが望ましいです。また、送付状には施設との認識合わせのため対象者名称が記載されていることが望ましいです。
31	<p>【該当箇所】委託事業概要 P6～9 1 施設等利用 給付認定</p>	お見込みのとおりです。

	<p>(1)保育の必要性の認定(新規申請)②ウ</p> <p>【質問】本項目について、通知書データの出力においては発送不要なデータが含まれる場合があり、封入封緘作業実施前に各区ご担当者様へ不要データの混在有無を確認する必要がある認識に相違ございませんでしょうか。</p>	
32	<p>【該当箇所】委託事業概要 P6～9 1 施設等利用給付認定</p> <p>(1)保育の必要性の認定(新規申請)③</p> <p>【質問】本項目について、以下の認識で相違ないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区に納品を行う書類については事務センターでPDF等のスキャンを取る必要がある。</li> <li>・スキャンを行う際に、申請書に記載されたマイナンバーを隠す必要がある。</li> <li>・各区へ納品を行う際に利用施設単位で仕分けを行う必要がある。</li> </ul>	<p>納品したデータに関するやりとりを区と行う場合があるため、事務センターとして確認可能な状態を整えておいていただく必要はありますが、必ずしもスキャンをしていただく必要はありません。</p> <p>マイナンバーを隠す必要があること、施設単位の仕分けについてはお見込みのとおりです。</p>
33	<p>【該当箇所】委託事業概要 P6～9 1 施設等利用給付認定 (3)期限到来②イ</p> <p>【質問】本項目について、電話発信結果(区毎・日次)・最終結果について、各区ご担当者様へご連絡する必要がある認識に相違ございませんでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
34	<p>【該当箇所】委託事業概要 P10～11 2 施設等利用給付の償還払い (1)</p> <p>【質問】支給が3か月に一度となることで、納品・支給(予定)状況を納品先である各区に成果物としてお示しする必要がある認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>現状、施設ごとのリストを作成していただいています。</p>
35	<p>【該当箇所】委託事業概要 P10～11 2 施設等利用給付の償還払い (1)</p> <p>【質問】支給が3か月に一度となることで、当該支給における最終の納品に当たっては、期限内に到着した処理可能な申請は全て処理を要する認識で相違ないでしょうか。また、それを実施するに当たり、不備未解消者への書類提出依頼、及び、書類不備により支給ができなくなる方へその旨を通知する必要がある認識に相違ございませんでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
36	<p>【該当箇所】委託事業概要 P10・11 2 施設等利用給付の償還払い (2)ア</p> <p>【質問】本項目にて提供される「対象者一覧のデータ」については、単独のファイルではなく、複数のファイル情報を結合して「対象者のリスト」を作成する必要がある認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>現状、システム出力した3つのデータを結合してリストを作成いただいています。</p>
37	<p>【該当箇所】委託事業概要 P10・11 2 施設等利用給付の償還払い (2)ア</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

	【質問】「対象者のリスト」を作成するために必要なツール・システム等は、受託者にて用意する認識で相違ないでしょうか。	
38	【該当箇所】委託事業概要 P10・11 2 施設等利用給付の償還払い (2)ア 【質問】本項目にてご提供いただいた「対象者一覧のデータ」に存在した登録情報の誤り等について、貴市ご担当者様への連絡を要する認識で相違ないでしょうか。	特段、誤りを見つけるための確認作業については必要ありませんので、気づいた範囲ご連絡いただきますようお願いいたします。
39	【該当箇所】委託事業概要 P10・11 2 施設等利用給付の償還払い (2)エ 【質問】支払い決定(却下)通知出力・発送に際し、送付先毎に名寄せした後の通知書は各区へ連携する必要がある認識で相違ないでしょうか。また、その際は各区が対応可能なファイルサイズに分割等する必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	【該当箇所】委託事業概要 P10～11 2 施設等利用給付の償還払い (3) 【質問】本項目について、各区役所への配送に係る費用は、受託者が本契約金額内で負担する認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	【該当箇所】委託事業概要 P11～13 3 施設等利用給付認定の世帯状況調査 (2) 【質問】本項目にて示されている作業工程が、委託工程表の項番と相違しておりますので、正しい項番をご教示願います。	訂正いたします。正しい項番は以下のとおりです。 ・発送準備、発送・・・(項番：4～10) ・書類の受付、審査・・・(項番：12～13) ・市民対応・・・・・・・・(項番：11、17～22)
42	【該当箇所】委託事業概要 P11～13 3 施設等利用給付認定の世帯状況調査 (3) 【質問】本項目について、以下の認識で相違ないでしょうか。 ・各区に納品を行う書類については事務センターでPDF等のスキャンを取る必要がある。 ・また、スキャンを行う必要がある場合に、申請書に記載されたマイナンバーを隠す必要がある。 ・各区へ納品を行う際に利用施設単位で仕分けを行う必要がある。	納品したデータに関するやりとりを区と行う場合があるため、事務センターとして確認可能な状態を整えておいていただく必要はありますが、必ずしもスキャンをしていただく必要はありません。 マイナンバーを隠す必要があること、施設単位の仕分けについてはお見込みのとおりです。
43	【該当箇所】委託事業概要 P13～14 4・5 補足給付(私学助成園の副食費等) (3)当年度分 【質問】アに記載されている「メール通知」と、イに記載されている「データ通知」の相違点は何かでしょうか。	相違点はございません。
44	【該当箇所】委託事業概要 P13～14 4・5 補足給付(私学助成園の副食費等) (3)当年度分 ア及びイ 【質問】当該申請については対象施設から必ず行われるべきものであり、辞退の旨、申告がない限り、対象施設へ期間内の提出を督促することも受	お見込みのとおりです。

	託範囲に含まれる認識で相違ないでしょうか。	
45	<p>【該当箇所】委託事業概要 P13～14 4・5 補足給付(私学助成園の副食費等) (3)当年度分 ウ</p> <p>【質問】各施設取りまとめにより保護者から提出された申請書を事務センターに送付する場合の事務センターへの発送費用は、受託者が本契約金額内で負担する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
46	<p>【該当箇所】委託事業概要 P13～14 4・5 補足給付(私学助成園の副食費等) (3)当年度分 カ</p> <p>【質問】本項目について「大分類」が「私学助成園の副食費等」となっておりますが、送付対象は私学助成園ではなく保育所等の認識で相違ないでしょうか。</p>	カ【施設へ】補足給付対象者一覧の発送(項番:28)以外は私学助成園が対象であり、本項目の大部分は私学助成園を対象としております。
47	<p>【該当箇所】委託事業概要 P13～14 4・5 補足給付(私学助成園の副食費等) (3)当年度分 カ</p> <p>【質問】本項目について、「子ども未来局で作成した教材費・行事費等補足給付対象者一覧」とは、貴市にて出力した「対象者データ」を受領し、受託者にて通知書の形式へと加工したもので認識相違ないでしょうか。また、相違ない場合、受領データから一覧形式に情報を反映するためのツール・システム等については、受託者にて用意する認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
48	<p>【該当箇所】委託事業概要 P13～14 4・5 補足給付(私学助成園の副食費等) (4)翌年度分 ア</p> <p>【質問】各施設への様式発送費用は、受託者が本契約金額内で負担する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
49	<p>【該当箇所】委託事業概要 P13～14 4・5 補足給付(私学助成園の副食費等) (4)翌年度分 イ</p> <p>【質問】各施設取りまとめにより保護者から提出された申請書を事務センターに送付する場合の事務センターへの発送費用は、受託者が本契約金額内で負担する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
50	<p>【該当箇所】委託事業概要 P14～15 6 口座登録(2)工程 イ</p> <p>【質問】一次審査対応時、申請者本人の控えが添付されたままの申請については、受託者において申請者本人への返却を要する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
51	<p>【該当箇所】委託事業概要 P14～15 6 口座登録(2)工程 ウ</p> <p>【質問】金融機関への発送対応について、確認後、各金融機関から事務センターへ返却される際の発送費用については、受託者が本契約金額内で負担する認識で相違ございませんでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

52	<p>【該当箇所】委託事業概要 P14～15 6 口座登録 (2)工程 エ</p> <p>【質問】金融機関へ発送後、返却の事実が確認できない申請書については、受託者において金融機関へ状況確認が必要である認識に相違ございませんでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
53	<p>【該当箇所】委託事業概要 P19～20 14 保育士人材確保（潜在） (2)</p> <p>【質問】アに記載されている「メール通知」と、イに記載されている「データ通知」の相違点は何でしょうか。</p>	相違点はございません。
54	<p>【該当箇所】委託事業概要 P20 15 保育士人材確保（支援者） (2)</p> <p>【質問】アに記載されている「メール通知」と、イに記載されている「データ通知」の相違点は何でしょうか。</p>	相違点はございません。
55	<p>【該当箇所】委託事業概要 P20～21 16 一時預かり事業 (2)</p> <p>【質問】アに記載されている「メール通知」と、ウに記載されている「データ通知」の相違点は何でしょうか。</p>	相違点はございません。
56	<p>【該当箇所】委託事業概要 P20～21 16 一時預かり事業 (2)ア及びイ</p> <p>【質問】本項目について、原則、対象となる全施設が申請するべきものであり、施設から辞退の申告がない限り、未提出の施設へ提出督促を行うことも受託範囲に含まれる認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。 委託工程表「16 一時預かり」の「1-4 概算申請書連絡対応」に記載する「未提出施設への連絡」の業務です。
57	<p>【該当箇所】委託事業概要 P20～21 16 一時預かり事業 (2)イ</p> <p>【質問】各施設から提出される利用状況表については、書類「及びデータ」と記載があるため、データを受領できる環境を受託者負担で用意する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
58	<p>【該当箇所】委託事業概要 P21 17 企業主導型利用状況報告書 (2)ア</p> <p>【質問】4月1日時点の在園児報告についてはエクセルファイルで提出されると記載あるため、当該データを受領できる環境を受託者負担で用意する認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
59	<p>【該当箇所】委託事業概要 P22～23 18 施設型給付 (2)</p> <p>【質問】申請依頼については貴市よりメール通知を行う旨記載がございますため、申請書への情報の事前反映についても貴市対応範囲という認識で相違ないでしょうか。</p>	申請書への情報の事前反映は受託事業者の対応範囲です。 委託工程表「18 施設型給付」の「1-1 概算申請書準備・問合せ」に記載する「様式整備」の業務です。 委託事業概要P22 のとおり、事前反映のために必要なデータは別途提供します。
60	<p>【該当箇所】委託事業概要 P23 19 時間外保育（補助金） (2)イ</p>	お見込みのとおりです。

	<p>【質問】各施設からの提出につきまして、書類「及びデータ」と記載があるため、「データ」を受領できる環境を受託者負担で用意する認識で相違ないでしょうか。</p>	
61	<p>【該当箇所】委託事業概要 P23 19 時間外保育(補助金) (2)</p> <p>【質問】アに記載されている「メール通知」と、ウに記載されている「データ通知」の相違点は何でしょうか。</p>	相違点はありません。
62	<p>【該当箇所】委託事業概要 P24～25 20 補足給付(教材等) (2)</p> <p>【質問】アに記載されている「メール通知」と、イに記載されている「データ通知」の相違点は何でしょうか。</p>	相違点はありません。
63	<p>【該当箇所】委託事業概要 P24～25 21 施設等利用給付の代理受領 (2)ア</p> <p>【質問】「維持管理」が含まれるため、貴市作成様式をそのまま使用することも差し支えない認識で相違ないでしょうか。様式の「維持管理」にて業務を遂行する場合、各申請における「維持」に必要な時間、及び、制度改正等に伴い変更が必要となる(様式の)項目数をご教示下さい。また、維持を行うために、Excel のVBA やマクロの知識を要するものでしょうか。</p>	<p>本市作成の様式を使用することも可能ですが、様式の構造については十分理解いただく必要があると考えています。</p> <p>本市様式を使用するのであれば、主な維持作業は年度更新のみとなり、要する時間は1時間以内と見込んでいます。制度改正があった場合に変更が必要となる項目については、その改正内容次第であるため、例としてお示しすることは困難と考えます。</p> <p>ExcelVBA の必要性については、本市作成の様式を継承する場合は必須になるかと考えます。</p>
64	<p>【該当箇所】委託事業概要 P24～25 21 施設等利用給付の代理受領 (2)ア</p> <p>【質問】①「様式の作成又は維持管理」は委託工程表上、どの項番に該当しますでしょうか。</p>	<p>「様式の作成又は維持管理」については、受託者の採用する方法により大きくことなることから、工程表上は明記しておりません。</p> <p>ただし、本市の様式を継承し制度改正等がない条件下であれば、維持管理に要する時間は年度更新作業の1時間程度を見込んでいます。</p>

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

FAX 011-231-6221

電子メール hoiku.unei@city.sapporo.jp